営業委託契約書

　（委託者）○○○○（以下「甲」という。）と（受託者）○○○○（以下「乙」という。）は、店舗営業の委託に関して、次のとおり営業委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（目的）

甲は、他店舗出店のために業務に注力するために、既存の店舗の営業について乙に委託することとし、乙がこれを承諾したため、本契約を締結する。

第２条　（契約の成立）

甲は、別紙目録記載の店舗（以下「本件店舗」という。）において、甲が所有し、経営中の本件店舗の営業（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第３条　（営業種目）

１　乙が受託する営業種目は、次のとおりとする。

①　○○○○

②　○○○○

③　○○○○

２　乙が受託した営業種目事項を変更しようとする場合は、事前に甲の承諾を要する。

３　本件業務の委託については、履行に必要な付随業務を含むものとする。

第４条　（経営と営業）

１　本件店舗の経営権は、甲に帰属する。

２　本件業務は甲の名によって行い、乙は甲の計算において本件業務を行うものとする。

３　販売品目、販売価格その他の基本的事項については、甲の指定に従って決定する。

第５条　（委託料）

１　本契約の委託料は、月額金○○円（消費税込）とする。

２　前項の委託料の支払いは、前項の額を、翌月甲が乙から受け取るべき売上金から控除する方法によるものとする。

第６条　（途中終了時の委託料）

本契約が解除その他の事由により途中で終了したときは、甲は乙に対して、終了までになされた履行割合に応じた額の委託料を支払うものとする。

第７条　（報告）

１　乙は毎月○日までに、前月末日までの本件店舗の売上金額とその明細書を、甲に書面にて報告する。

２　前項の報告に際しては、売上金額を示す帳簿や伝票などの資料を添付しなければならない。

第８条　（売上金の引渡し）

乙は、毎月末日までに、前月の売上金から前月の業務に関する乙の委託料を控除した残額を、下記振込口座に振り込んで支払う（振込手数料は乙負担）。

○○銀行○○支店　　普通預金

口座番号　　○○○○○○

口座名義　　○○○○○○

第９条　（店舗の休業日と営業時間）

１　本件店舗の休業日は、次のとおりとする。

①　毎週水曜日

②　１２月３０日から１月３日

２　本件店舗の営業時間は、次のとおりとする。

　　　開店時間　午前○時○分

　　　閉店時間　午後○時○分

第１０条　（従業員）

１　本件店舗における営業に従事させる従業員の選任については、原則として、甲の従業員を承継する。

２　乙は、必要に応じ、従業員を増員することができる。この場合、乙は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第１１条　（監督）

１　乙は、甲が要求する場合はいつでも、従業員の給与及び勤務状況、委託業務に関する帳簿及び伝票等の売上金額の明細等を、甲の閲覧に供しなければならない。

２　甲からの請求がある場合には、乙は、甲に対して、帳簿及び伝票の内容を説明しなければならない。

第１２条　（費用負担）

１　乙は、次の各号に定める費用を負担する。ただし、乙は甲に対して費用負担の協議を申し入れることができる。

①　電気、ガス、水道、電話、清掃など店舗営業の維持費用

②　委託者との協議のうえで決定した什器、備品などの費用

２　甲は、次の各号に定める費用を負担する。

①　店舗の内装、設備に関する費用

②　広告宣伝に関する費用

３　店舗営業に必要な費用で前二項に定めのない費用の負担については、甲乙にて協議し、その負担を決定するものとする。

第１３条　（禁止事項）

乙は、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除き、次の各号に掲げる行為を行うことができない。

①　本件店舗における営業を廃止すること

②　本件店舗における営業を甲の許可なく休止すること

③　本件店舗における営業を第三者に代行させること

第１４条　（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

①　法人の名称又は商号を変更するとき

②　振込先指定口座を変更するとき

③　代表者を変更するとき

④　本店、主たる事業所の所在地又は住所を変更するとき

第１５条　（解除）

１　甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

①　本契約の一つにでも違反したとき

②　監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

③　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

④　破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

⑤　自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦　その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

２　本件店舗における月間の売上高が、連続して３か月間、○○円（最低売上高）に達しない場合は、甲は、本契約を解除することができる。

第１６条　（守秘義務）

１　甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

２　前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

①　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

②　第三者から適法に取得した事実

③　開示の時点で保有していた事実

④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第１７条　（損害賠償責任）

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

第１８条　（遅延損害金）

甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年１４．６％（年３６５日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１９条　（不可抗力）

本件業務の遂行が甲又は乙の責に帰すべからざる事由により不能（一部不能を含む。）及び履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

第２０条　（契約期間）

本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとし、期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも異議がなされないときには、本契約は期間満了日の翌日から起算して、同一内容にて更に１年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

第２１条　（契約終了後の処理）

１　甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。

２　乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、本件店舗から退去するとともに、本件店舗に関する帳簿一切、什器備品などを、速やかに甲の指示に基づき返還するものとする。

第２２条　（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

①　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

②　反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第２３条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第２４条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞